

令和4年

大蔵村議会会議録

第2回臨時会 7月20日 開会

7月20日 閉会

大蔵村議会

令和4年7月20日（水曜日）

第2回大蔵村議会臨時会会議録  
（第1日目）

令和4年 第2回大蔵村議会臨時会会議録

---

令和4年7月20日（水曜日）

---

出席議員（9名）

1番 齊藤光雄君	2番 八 鍬 信 一 君
3番 佐藤雅之君	4番 矢 口 智 君
5番 加藤忠己君	6番 海藤邦夫君
7番 佐藤 勝 君	8番 早坂民奈君
9番 長南正一君	

---

欠席議員 10番 鈴木君徳君

---

説明のため出席した者の職氏名

村 長	加藤正美君
副 村 長	安彦加一君
教 育 長	有馬眞裕君
総務課長	矢口真二郎君
産業振興課長	越後 享 君
住民税務課長	中島輝美君
健康福祉課長	田部井英俊君
地域整備課長	若槻 寛 君
危機管理室長	佐藤克也君
教育課長	鳴海由紀子君
会計管理者	長南正寿君

診療所事務長

小 野 秀 司 君

---

職務のために議場に出席した事務局職員の職氏名

総務課長

矢 口 真二郎 君

---

議事日程 第1号

令和4年7月20日（水曜日）午前10時開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議第56号 専決処分の承認を求めるについて  
大蔵村国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第4 議第57号 損害賠償の額を定めることについて

日程第5 議第58号 令和4年度大蔵村一般会計補正予算（第3号）

---

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時 開議

- 副議長（海藤邦夫君） 皆さん、おはようございます。  
本臨時会にご出席をいただき、誠にご苦労様です。  
鈴木 君徳 君から欠席届が提出されております。  
ただいまの、出席議員数は9人です。定足数に達しておりますので、令和4年第2回大蔵村議会臨時会を開会いたします。  
直ちに本日の会議を開きます。  
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。
- 

日程第1 会議録署名議員の指名

- 副議長（海藤邦夫君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。  
本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、8番 早坂 民奈議員、9番 長南 正一 議員の両君を指名いたします。
- 

日程第2 会期の決定

- 副議長（海藤邦夫君） 日程第2、会期の決定について を議題といたします。  
お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日一日に致したいと思っております。これに、ご異議ありませんか。  
〔「異議なし」と呼ぶ者あり。〕  
○副議長（海藤邦夫君） 異議なしと認めます。  
よって本臨時会は、本日一日と決定いたしました。
- 

日程第3 議第56号 専決処分の承認を求めるについて

- 副議長（海藤邦夫君） 日程第3、議第56号 専決処分の承認を求めるについて「大蔵村国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。提案者である加藤村長より、提案理由の説明を求めます。加藤村長。  
○村長（加藤正美君） 皆さん、おはようございます。議員の皆様方には公私共に何かとお忙しい中、7月臨時会にご出席いただき、誠にありがとうございます。さて、今年は珍しく6月の下旬に梅雨明けとなり、その後は、夏本番とも言える猛暑が半月程続き、今度は一転して梅雨の戻りのような天気が続いております。そういったことから日本各地で豪雨や土砂災害が発生し、大変な状況となっております。村といたしましても倒木を含む小災害が発生しましたが、大事には至っておりません。また、コロナ感染も第7波を迎え、村の感染者も増えている状況であります。村職員や村民の協力の下、感染予防に努めておりますので、議員皆様方の協力をよろしくお願いいたします。  
それでは提案理由を申し上げます。  
議第56号 専決処分の承認を求めるについて 「大蔵村国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について」  
この議案は、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金の支給に関する特例の適用期限延長に伴い、大蔵村国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する必要が生じたため、地方自治法の規定により、専決処分をしたものでござ

います。

詳しい内容につきましては、住民税務課長に説明させますので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○副議長（海藤邦夫君） 中島住民税務課長より議案の詳細説明を求めます。中島住民税務課長。

○住民税務課長（中島輝美君） 議第56号 専決処分の承認を求めるについて  
地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

#### 記

大蔵村国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について  
令和4年7月20日提出

大蔵村長 加藤正美

次をご覧ください。

専第17号 大蔵村国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について

大蔵村国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

大蔵村国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

大蔵村国民健康保険条例の一部を改正する条例（令和2年条例第17号）の一部を次のように改正する。

附則中「令和4年6月30日」を「令和4年9月30日」に改める。

附則 この条例は、令和4年7月1日から施行する。

上記の件、村議会の議決を要するところ地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により村長専決する。

令和4年6月30日、大蔵村長 加藤正美

以上、ご審議の上、ご承認下さいますようお願いいたします。

○副議長（海藤邦夫君） 説明が終わったので、質疑に入ります。

○副議長（海藤邦夫君） 質疑がないようですから、質疑を終結します。討論に入ります。

○副議長（海藤邦夫君） 討論がないようですから、討論を終結します。これより採決いたします。本案は原案のとおり承認することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり。〕

○副議長（海藤邦夫君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

---

日程第4 議第57号 損害賠償の額を定めることについて

○副議長（海藤邦夫君） 日程第4、議第57号 損害賠償の額を定めることについて を議題といたします。

提案者である加藤村長より、提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議第57号 「損害賠償の額を定めることについて」

この議案は、令和4年6月9日に発生した自動車事故（物損事故）の損害賠償の額を定めるため、提案するものでございます。詳しい内容につきましては、副村長に説明をさせていただきますので、よろしくご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○副議長（海藤邦夫君） 安彦副村長より議案の詳細説明を求めます。安彦副村長。

○副村長（安彦加一君） 議第57号 「損害賠償の額を定めることについて」

次のとおり、損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第13号の規定により、議会の議決を求める。

#### 記

#### 1 損害賠償の相手方

住所 新庄市金沢1807番地

氏名 有限会社 最新清掃興業 代表取締役 大場和夫

#### 2 事故の概要

令和4年6月9日午後2時30分頃、大蔵村大字南山沼の台地内において、有限会社最新清掃興業所有のバキューム車が方向転換をするため龍泉院付近の待避場に侵入した際に、道路側溝に設置されている鋼製グレーチング蓋の跳ね上がりにより、同バキューム車の燃料タンクに接触、損傷を与えたものである。

#### 3 損害賠償の額

金416,317円

なお、本件事故に関し、大蔵村と相手方との間には、上記の損害賠償金以外に何ら債権債務がないことを相互に確認しております。

令和4年7月20日提出

大蔵村長 加藤 正美

若干説明を加えますけれども、今回の事故は村が所有する公共施設の管理に瑕疵があり、他人に損害を与えたもので、国家賠償法第2条第1項の規定により、村に損害賠償の義務が生じたものであります。なお、損害賠償金の支払については、全額保険金での対応となります。以上、ご審議くださり、ご可決下さいますようお願いいたします。

○副議長（海藤邦夫君） 説明が終わったので、質疑に入ります。7番 佐藤勝議員。

○7番（佐藤勝君） 事故の原因はグレーチングの蓋が跳ね上がって、燃料タンクが損傷したということですが、そういう例はどこでもいっぱいあって、村道の中でグレーチングの蓋がガタガタしているなんていうのは、いっぱいあるんですよ。もしそれが原因で、普通の乗用車でも、どこからか来た自動車でもいいんですけども、それがもし燃料タンクとかフロントガラスが破損すれば、全部対応して弁償するということになるわけですか。数え切れませんよ。グレーチングがガタガタしているのなんか。なったら、全部、向こうが最新清掃さんだからとか、どこかの観光客はだめとか差別なく、なったら全部補償するということによろしいですか。

○副議長（海藤邦夫君） 安彦副村長

○副村長（安彦加一君） そういった村道とか、村の施設の管理に瑕疵があった場合には、全て村に損害賠償の義務が生じるものです。ただそういった箇所については、今後、連携を密にして、極力そういった事故がないように努めて参りたいと思います。以上です。

○副議長（海藤邦夫君） 7番 佐藤勝議員

- 7番(佐藤勝君) グレーチングの蓋の特徴として、夏はあんまり感じないけれど、冬になれば、すき間に水が入ってくる。雪でもいいけれど。それが冷えると氷になって浮き上がってくる。それでロータリーの刃に引っかかるのだけれど、そういう状態で、いつでもこういう事故は起きるんです。だから防ぎようのない事故、不可抗力かもしれませんが、現実にはそういう場合は補償するということですか。
- 副議長(海藤邦夫君) 安彦副村長。
- 副村長(安彦加一君) それについても村道の管理に瑕疵があるということでございますので、それは損害賠償の義務が生じますということですか。
- 副議長(海藤邦夫君) 3番 八鍬信一議員
- 3番(八鍬信一君) ただいまの保険対応をしたということなんですけれども、保険の種類というのはどういうものですか。全て道路上の、瑕疵があった場合には保険適用できるというものですか。
- 副議長(海藤邦夫君) 安彦副村長。
- 副村長(安彦加一君) それについては、全国町村会でやっている、総合賠償補償保険制度というものがございます。それについて、村の方で道路、あと学校、公民館、村の施設については全て、例えば、診療所の医療ミスとかそういったものも対象となるような保険でございまして、そういったものに加入してございます。そういったことで、保険の適用になるというふうなことでございます。以上です。
- 副議長(海藤邦夫君) 5番 加藤忠己議員
- 5番(加藤忠己君) 専決の賠償額30万円ということでございますけれども、これは聞いた話によると、だいぶ前からこの金額ということですが、この金額は今現在においてはどのようなふうに考えていますか。多いとか少ないとか。世間の状況によって変わってくると思いますが、村長はどのように考えていますか。
- 副議長(海藤邦夫君) 安彦副村長。
- 副村長(安彦加一君) ただいまのご質問ですけれども、これについては地方自治法第180条第1項の規定によりまして、議会から村長に委任するといった形で、損害賠償額が30万円までの分については、村長が専決処分しなさいよと委任を受けています。これについては、昭和59年3月議会で委任を受けたものでございます。この金額については、今、交通事故とか考えますと、私、個人的な見解ですけれども、もうちょっと、額的にはもう少し多くてもいいのではないかと考えております。ただ、これについては、議会から村長への委任行為でございまして、執行部が、村長が提案するものではなく、あくまでも議員発議として提案していただくものでございまして、そのへんは今後色々と、検討する機会があればいいなと考えているところでございます。以上です。
- 副議長(海藤邦夫君) 7番 佐藤勝議員。
- 7番(佐藤勝君) 今の件なんですけれども、参考まででいいんですけれども、各市町村、昔は30万円、板金するのに金がかかるので、他の市町村の例をもし知っていたら、例えば何とか町はいくらとか、教えていただけたらありがたいです。
- 副議長(海藤邦夫君) 安彦副村長。
- 副村長(安彦加一君) 私共の方でも、この件を受けまして、他の所ではどうなっているのかなと初めて調査をしているところであります。結果が分かり次第、議員の皆様にもお

知らせさせていただきたいと考えております。

○副議長（海藤邦夫君） 質疑がないようですから、質疑を終結します。討論に入ります。

○副議長（海藤邦夫君） 討論がないようですから、討論を終結します。これより採決いたします。本案は原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり。〕

○副議長（海藤邦夫君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第5 議第58号 令和4年度大蔵村一般会計補正予算（第3号）

○副議長（海藤邦夫君） 日程第5、議第58号 令和4年度大蔵村一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提案者である加藤村長より、提案理由の説明を求めます。加藤村長。

○村長（加藤正美君） 議第58号、令和4年度大蔵村一般会計補正予算（第3号）。

この議案は、一般会計歳入歳出予算の総額に3700万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ40億2920万円としたものでございます。

補正予算の内訳につきましては、「第1表 歳入歳出予算補正」に、繰越明許費につきましては、「第2表 繰越明許費」に記載のとおりでございますが、詳しい内容につきましては、各担当課長に説明をさせますので、よろしくご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○副議長（海藤邦夫君） 各担当課長より議案の詳細説明を求めます。安彦副村長。

○副村長（安彦加一君） 議第58号、令和4年度大蔵村一般会計補正予算（第3号）

令和4年度大蔵村の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ37,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,029,200千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第2条 繰越明許費でございますが、詳しくは5ページをご覧願いたいと思います。

第2表 繰越明許費でございます。

8款 土木費、2項 道路橋りょう費、事業名 除雪車購入事業、金額 8,500千円でございます。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により繰越明許費として提出するものでございます。

それでは10ページをお開き願います。

2 歳入

14款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金、280千円、18款繰入金、1項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金、63,987千円の減。19款、1項、1目繰越金、100,707千円。次のページをお開き願います。

### 3 歳出

2 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費 417 千円。これにつきましては、先程、ご可決いただいた損害賠償金でございます。5 目財産管理費 1,263 千円。これについては、役場庁舎の冷房設備更新工事でございますけれども、住民税務課と地域整備課のエアコン関係が使用不能になっております。職員の健康管理を考えまして、今回、更新工事を行うものでございます。3 項、1 目戸籍住民基本台帳費 280 千円。

8 款土木費、2 項道路橋りょう費、2 目道路維持費 3,000 千円、3 目道路新設改良費 20,540 千円。次のページをお開き願います。6 項住宅費、1 項住宅管理費 1,500 千円。

11 款災害復旧費、2 項、1 目公共土木施設災害復旧費 10,000 千円、  
それでは 2 ページにお戻り願います。

令和 4 年 7 月 20 日提出

大蔵村長 加藤 正美

以上、ご審議の上、ご可決下さいますようお願い申し上げます。

- 副議長（海藤邦夫君） 説明が終わったので、質疑に入ります。3 番 佐藤雅之議員。
- 3 番（佐藤雅之君） 13 ページ、土木費の道路橋りょう費ですが、2000 万円ほど工事請負費が増えておりますけれども、どういった経緯で 2000 万円補正するのでしょうか。
- 副議長（海藤邦夫君） 若槻地域整備課長。
- 地域整備課長（若槻寛君） この 2000 万円でございますが、道路整備におきまして、令和 3 年度事業で実施した工区の中に路床が軟弱で、その路床の土の入れ替えを全面的に行ったところがございます。こちらの方に時間と費用が掛かりまして、3 年度中の延長を延ばすことが出来なかったという現状でございます。その分を令和 4 年度完成を見込みで、今後積算しますと、全面開通に要する経費が 2000 万円ほど不足するという状況でございます。今回 2000 万円を補正させていただくという経緯になっております。
- 副議長（海藤邦夫君） 3 番 佐藤雅之君。
- 3 番（佐藤雅之君） 当初予算の段階では、そういう状況がつかめなかったということから補正でということですか。
- 副議長（海藤邦夫君） 若槻地域整備課長。
- 地域整備課長（若槻寛君） この事業、繰越させていただいておりまして、完成が 4 月になったという経緯がございます。以上です。
- 副議長（海藤邦夫君） 質疑がないようですから、質疑を終結します。討論に入ります。
- 副議長（海藤邦夫君） 討論がないようですから、討論を終結します。これより採決いたします。本案は原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。  
〔「異議なし」と呼ぶ者あり。〕
- 副議長（海藤邦夫君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。
- 副議長（海藤邦夫君） 以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。本日の会議を閉じます。これをもって、令和 4 年第 2 回、大蔵村議会臨時会を閉会いたします。  
ご審議、誠にご苦労様でした。

午前 10 時 27 分 散会

---

上記、会議録は事務局長の記載したものであるが、その内容について正確なることを証  
するため署名する。

令和 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員